

令和 2 年 1 月 22 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員
西おおいずみ翔裕館 西大泉一丁目 23 番 7 号	株式会社サンガジ ヤパン	令和 3 年 1 月 1 日	18 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民 利用者数
コンパスウォーク徳丸 東京都板橋区徳丸六丁目 47 番 8 号	株式会社ケイティ ー	令和 2 年 9 月 1 日	1 名
デイサービス 孫の家 東京都杉並区井草三丁目 26 番 14 号	株式会社 孫の家	令和 3 年 1 月 1 日	1 名